

令和7年度白井市入札等監視委員会（第1回） 会議録

- 1 日 時 令和7年7月29日（火） 午後1時45分から午後3時15分
- 2 場 所 市役所3階特別会議室
- 3 出席者 宗藤委員長、三枝委員、新井委員
富田財政課長、鳥海主査、郡主事
- 4 傍聴者 なし（会議非公開のため）
- 5 次 第
 - 1 開会
 - 2 令和7年度第1回会議 議題
 - （1）令和6年度下半期分 一般競争入札契約の審査
 - （2）令和6年度下半期分 指名競争入札契約の審査
 - （3）令和6年度下半期分 随意契約の審査
 - （4）その他全体的な事項の審査
 - 3 その他
 - 4 閉会

(委員)

議事に入る前に、お願いしたい事項が2点ほどございます。

1点目は質疑等がある場合は、議題ごとに事務局からの説明が終了した後に、一問一答でお願いいたします。

2点目ですが、本日の会議は時間が限られていますので、発言する方は簡潔明瞭にお願いいたします。

それでは、議題1「令和6年度下半期分の一般競争入札契約の審査」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、令和6年度下半期分のうち、重点審議事案として抽出された案件の概要と事前にいただいた御質問への回答について御説明します。

議題1 令和6年度下半期分の一般競争入札について

説明資料は、事前に送付しました追加資料の1ページからです。

それでは「白井運動公園テニスコート管理棟空調機器更新工事」について御説明します。

執行理由は、白井運動公園テニスコート管理棟の空調が破損したため、空調機器の更新工事を行うものです。

入札参加資格要件は、1回目の一般競争入札では、

- ・白井市競争入札参加者適格者名簿の業種「管工事」に登録がある者で、管工事の格付けがAからCである者。
 - ・白井市内に本店（社）を有する者。
 - ・過去5カ年度及び本件公告日までに、国又は地方公共団体等が発注した管工事を元請けとして施工した実績がある者。
 - ・白井市税の滞納がない者。白井市税が不申告でない者。
- という要件で行いました。

2回目の一般競争入札では、

- ・白井市競争入札参加者適格者名簿の業種を「「管工事」に登録がある者」から「「管工事」又は「電気工事」に登録がある者」に変更し、入札参加資格要件の範囲を広げました。
- ・また、地域要件を「白井市内に本店を有する者」から「千葉県内に本店、支店又は営業所を有する者」に変更し、入札参加資格要件の範囲を広げました。

入札への申請者数、参加者数は、

- 1回目の入札では、申請者がなく、入札を取り止めとなり、
- 2回目の入札では、申請者が5者、入札参加者が4者で未入札が1者でした。

金額は、

1回目、2回目共に予定価格及び最低制限価格は同額で、予定価格 税抜 2,925,270 円、最低制限価格 税抜 2,340,216 円です。

2 回目の入札で落札し、落札価格及び契約金額は、税抜 2,923,000 円、税込 3,215,300 円で、契約の相手方は、有限会社水谷電気設備工事です。

この案件には、三つ御質問をいただいております。

一つ目は、「1 回目の入札で入札参加申請がなかった理由は何か。」ということで理由については、管工事に登録のある市内業者 7 者を入札参加対象としたところですが、当該 7 者が入札に参加しなかった理由は、確認していないため不明です。

入札参加者がいなかったことの原因の一つには、入札参加資格要件の範囲が狭かったことがあると考えており、再度入札では入札参加資格要件の範囲を広げて実施したところ です。

二つ目は、「1 回目の入札と 2 回目の再度入札において、最低制限価格の変更があった以外に違いがあったか。」ということで、

その他の変更については、広く入札参加事業者を募るため、入札参加資格要件を変更しており、入札参加者適格者名簿の登録区分を「管工事」から「管工事」又は「電気工事」に、地域要件を白井市から千葉県に変更しています。

三つ目は、「2 回目の再度入札（開札日 3/4）において、2 回入札をしているが、1 回目と 2 回目で違いを設けたりしたことはあったか。」ということで

2 回目の再入札は、1 回目と同じ条件で実施しています。

続きまして、4 ページをご覧ください。

「舗装修繕工事（R 6－2）」について御説明します。

執行理由は、市民の良好な生活環境を整備するため、未舗装道路の舗装工事等を行うものです。

参加資格要件は、

- ・白井市競争入札参加者適格者名簿の大分類「ほ装工事」に登録がある者で、「ほ装工事」の格付けが A から D である者。
 - ・白井市内に本店（社）、支店（社）又は営業所（出張所）を有する者。
 - ・平成 26 年度から本件公告日までに国又は地方公共団体等が発注した契約金額 500 万円以上の道路舗装工事（道路改良工事を含む）を元請けとして完了した実績がある者。
 - ・当該工事に土木施工管理技士（1 級又は 2 級）又は舗装施工管理技術者（1 級又は 2 級）の資格を有する技術者を配置できる者。
- という要件で行いました。

入札への申請者数、参加者数は、

申請者 5 者で、参加者が 2 者、辞退者は 3 者でした。

参加者 2 者のうち 1 者が最低制限価格を下回り失格となったため、

再入札は残りの 1 者で行い、それでも落ちなかったため、その業者と不落随契をしました。

金額は、

予定価格 税抜 10,670,000 円、最低制限価格 税抜 9,526,030 円、落札価格及び

契約金額は、税抜 10,650,000、税込 11,715,000 円で、落札率 99.81%、
契約の相手方は、大月工業株式会社です。

この案件には、一つ御質問をいただいております。

「2 回実施した一般競争入札が不調に終わったため、随意契約に移行しているが、大月工業（株）と随意契約を締結した経緯について。また、どのように契約金額を決定したのか。」ということで、

再入札でも予定価格に達しませんでした。大月工業（株）の応札額が予定価格の 110%の範囲内の金額であったことから、電話にて不落随意契約の交渉を行いました。

交渉では、事業者が契約可能な額を市に提案する方法で行い、予定価格の範囲内の金額が提案されたことから見積書を徴取して随意契約を行いました。

議題 1 についての説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いします。

（委員）

事務局からの説明が終わりましたが、ご意見、ご質問等がございましたら、ご発言をお願いいたします。なお、ご発言の際は、事業名を仰ってからご発言をお願いいたします。

（委員）

No.15 の白井運動公園テニスコート管理棟空調機器更新工事について、再度入札を行った際に適格者名簿の登録区分を「管工事」から「管工事又は電気工事」に拡大したということですが、「管工事」だけだと数が少ないのですか。

（事務局）

白井市内と千葉県内を合わせた数は 275 者になるのですが、1 回目の入札は市内業者優先で行いましたので、市内業者 7 者のみでした。この市内業者が入札に参加しなかった理由はわかりませんが、担当課にその後の対応を確認したところ、参加できる入札業者の範囲が狭かったため地域要件を千葉県に広げて再度入札を行うということでした。

また、通常、空調機器は管工事の分類になりますが、電気工事でもできることから、要件を拡大したものです。

（委員）

予定価格が変わっていないのは、予算が決まっていたので金額面は変えようがなかったという事情があったのですか。

（事務局）

今回は金額が問題で落札とならなかったのではなく、参加業者がいなかったことが原因であり、予定価格は参考見積を元に算出していますが、この価格は変わらないということで、同額としたものです。

（委員）

再度入札の1回目の入札では、各業者が軒並み高額な入札をしていますが、2回目は条件が変わっていないということでしたが、各業者かなり減額して入札しています。何故、各業者こんなに減額したのか。落札した方ですと100万円近く減額しているので、何か1回目と2回目のところで金額をこれだけ減らそうという機運があったのか。そこに違いはあったのか伺いたい。

(事務局)

設計内容は変えておらず、同じ条件になります。かなり減額した理由は業者に確認していないのでわかりませんが、再入札をするときに各業者に一番低かった入札額を伝えていますので、その額を踏まえて各業者で積算を見直した際に、減額できる部分が何かあったのではないかと思います。

(委員)

推測しかできないということですね。わかりました。

(委員)

手続き的な面になりますが、落札されず随意契約に移行した案件が何件かありますが、入札は2回まで行い、落札者がいなければ随意契約に移るという手続きになっているという理解でよろしいですか。

(事務局)

はい。そのとおりです。再入札を行って、それでも落札されなかったときは、予定価格の110%の範囲内で入札した業者がいれば、その業者と随意契約の交渉ができるとしており、その範囲内で入札した業者がいなければ、そこで入札不調となります。

(委員)

その場合の交渉は、市から「この金額でできませんか」というような形で金額の提示をするのですか。

(事務局)

市から金額の提示はしていません。事業者から契約できる金額を提示していただき、予定価格の範囲内の提示があれば、随意契約しています。

(委員)

わかりました。

(委員)

予定価格の110%の範囲内であれば随意契約できるとしているのは、どこかに明記していますか。

(事務局)

入札不調に伴う措置の取り扱いに係る内規に記載しています。

(委員)
わかりました。

議題 2 令和 6 年度下半期分の指名競争入札契約の審査について

(委員)

それでは続きまして、議題 2 「令和 6 年度下半期分の指名競争入札の審査」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議題 2 令和 6 年度下半期分の指名競争入札契約の審査について、御説明します。**資料は 6 ページからになります。**

「公共下水道鉄蓋交換工事（R 6 - 1）」について御説明します。

執行理由は、白井市公共下水道ストックマネジメント計画に基づき、円形工法による鉄蓋交換工事を行うものです。

入札参加資格要件は、1 回目の一般競争入札では、

- ・白井市競争入札参加者適格者名簿の大分類「土木一式工事」に登録がある者で、「土木一式工事」の格付けが A から C である者。
- ・千葉県内に本店（社）、支店（社）又は営業所（出張所）を有する者。
- ・平成 31 年度から本件公告日までに国又は地方公共団体等が発注した本工事と同種工事（円形工法による鉄蓋交換工事）を元請けとして施工した実績がある者。
- ・当該工事に土木施工管理技士の資格を有する技術者を配置できる者。
- ・公的審査証明機関等の審査証明を受けた円形工法の協会・団体に属し、当該工法による施工が可能であること。

という要件で行いました。

2 回目及び 3 回目の入札は指名競争入札で行い、

白井市競争入札参加者適格者名簿の「土木一式工事」に登録のある準市内・県内業者のうち、公的審査証明機関の審査証明を受けた円形工法の協会に属し、地方公共団体等が発注した本工事と同種工事の履行実績がある者を指名し実施しました。

入札への申請者数・参加者数は、

1 回目の入札は、申請者がなく、入札取り止めとなりました。

2 回目の入札は、指名競争入札で行い、5 者を指名し、入札参加者 4 者、辞退 1 者でしたが、落ちなかったため、再入札を行い、再入札参加者 3 者、辞退 1 者となり、予定価格の範囲内の入札がなく、入札不調となりました。

3 回目の入札は、5 者を指名し、入札参加者も 5 者でした。

金額は、

1 回目の一般競争入札は予定価格 税抜 1,920,000 円、最低制限価格 税抜 1,714,253 円、

2 回目の入札の指名競争入札は、予定価格 税抜 1,930,000 円、最低制限価格 税

抜 1,722,415 円、

3 回目の入札の指名競争入札は、予定価格 税抜 2,130,000 円、最低制限価格は、税抜 1,900,102 円、落札価格及び契約金額は、税抜 2,000,000 円、税込 2,200,000 円、落札率は 93.9%、契約の相手方は、新栄工業株式会社です。

この案件には、二つ御質問をいただいております。

一つ目は、「再度入札にあたり、予定価格を 2,123,000 円から 2,343,000 円に増額した理由は何か。」ということで、

舗装復旧で使用する資材価格、施工機械損料の単価が前月より高くなったため、予定価格が増額となったものです。

二つ目は、「新栄工業(株)は、12 月 5 日開札の指名競争入札で 1 回目 310 万円、再入札 282 万円、1 月 9 日開札の指名競争入札で 220 万円と応札額を引き下げて落札しているが、その経緯は。」ということで、

応札額については、事業者が算定しているため、その経緯は把握していません。

続きまして、9 ページ「橋梁修繕工事（R 6）」について御説明します。

こちらの案件は、前回の会議において、入札不調となった 1 回目の入札である一般競争入札についてご審議いただきましたが、その案件の再度入札であるため、審議いただいた 1 回目の入札も再度掲載しています。

執行理由は、白井市橋梁長寿命化修繕計画（第二次）に基づき、修繕を行うものです。

入札参加資格要件は、1 回目の一般競争入札では、

- ・ 白井市競争入札参加者適格者名簿の業種「土木一式工事」に登録がある者で、土木一式工事の格付けが A 又は B である者。
 - ・ 千葉県内に本店（社）、支店（社）又は営業所（出張所）を有する者。
 - ・ 平成 26 年度から本件公告日まで国又は地方公共団体等が発注した契約金額 1,500 万円以上の橋梁耐震補強工事若しくは橋梁補修工事又は橋梁新設工事を元請け又は第 1 次下請けとして完了した実績がある者。
 - ・ 当該工事に土木施工管理技士（1 級又は 2 級）の資格を有する技術者を配置できる者。
- という要件で行いました。

2 回目の一般競争入札では、

入札参加資格要件を、土木一式工事の格付 A 又は B ランクから、A から C ランクに広げて実施しました。

3 回目の入札は、指名競争入札で行い、

白井市競争入札参加者適格者名簿「土木一式工事」に登録のある格付け A の千葉県内の事業者で、地方公共団体が発注した同種工事の履行実績がある者を指名し実施しました。

入札への申請者数・参加者数は、

1 回目の入札は、申請者 1 者、参加者も 1 者で、予定価格の範囲内の金額での応札で

したが失格となったため、入札不調となりました。

2 回目の入札は、申請者がなく、入札取り止めとなりました。

3 回目の入札は、11 者を指名しましたが、10 者辞退、1 者未入札となり、応札者がなく、入札不調となりました。

金額は、

1 回目の入札は、予定価格 税抜 36,160,000 円、最低制限価格 税抜 32,152,049 円、

2 回目の入札は、予定価格 税抜 36,320,000 円、最低制限価格 税抜 32,297,227 円、

3 回目の入札は、予定価格 税抜 36,600,000 円、最低制限価格 税抜 32,538,837 円でした。

この案件には、三つ御質問をいただいております。

一つ目は、「2 回目の入札となる 11 月 19 日開札予定の一般競争入札で入札参加者がいなかった理由として考えられるものは何か。」ということで、

理由としては、技術者等の確保ができなかったためと考えています。

二つ目は、「3 回目の入札となる 12 月 5 日開札予定の指名競争入札でも応札者がいずれも辞退ないし未入札で現れず入札取止めとなっていますが、その理由として考えられるものは何か。」ということで、

辞退及び未入札の理由は「技術者の確保が困難」、「作業員、下請業者の確保が困難」との理由でした。

三つ目は、「11 月 19 日開札予定の一般競争入札と 12 月 5 日開札予定の指名競争入札とで若干予定価格、最低制限価格を変更していますが、その他に変更点はありましたか。」ということで、

変更点は、入札時期が変わることによる労務単価や資材単価等の単価世代の変更による予定価格の変更のみで、それ以外に変更点はありませんでした。

続きまして、12 ページ「学校管理備品購入その 11（令和 7 年度学級増分家具等）」について御説明します。

執行理由は、令和 7 年 4 月の学級増に伴い必要となる家具等を購入するものです。

資格要件等は、

白井市競争入札参加者適格者名簿の大分類「家具・什器」に登録のある者のうち、地方公共団体において同種物品の納入実績がある業者を指名して実施しており、

指名業者数は 5 者で、4 者辞退、1 者未入札で、応札者がなく入札不調となりました。

金額は、

予定価格 税抜：2,188,992 円で、最低制限価格は設定していません。

この案件には、一つ御質問をいただいております。

「応札者なしで入札取止めとした上で1号随契としたとありますが、具体的に何について納品時期の問題があり、何について1号随契としたのか。」ということで、

学校管理備品については、年度末は繁忙期で品薄になる時期であり、指名業者それぞれにおいて納期までに納入できない物品が設計書に含まれていました。

入札辞退した2者に確認したところ、一方の業者は教師用机椅子等が納期に間に合わず、もう一方の業者は生徒用机椅子等が納期に間に合わないことがわかりました。

このため、4月の授業開始に間に合うように、納期に問題のあった物品を納期に間に合う業者ごとに分けてそれぞれ1者特命1号随意契約を行いました。また、いずれの業者も納期に間に合う物品については見積合わせの上1号随意契約を行いました。

議題2についての説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いします。

(委員)

事務局からの説明が終わりましたが、ご意見、ご質問等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

(委員)

NO.2とNO.28の橋梁修繕工事(R6)について、何度も入札が不調になっていて、理由としては技術者や、作業員、下請の確保が困難というところですが、工事の難易度的なものが背景にあったりするのですか。

(事務局)

老朽化した橋梁を支えるための特殊な工事で、施工できる業者が限られているというのはありますが、この時期は業者がいくつも工事を請け負っていて、技術者等に空きがないため、業者に参加いただけないというのが実状です。

年度初めは工事も比較的少ないので、そこに期待して令和7年度初めにも入札を実施し、落札しています。

(委員)

落札したのですか。そこが次に質問したいところでして、そうすると技術者の確保だったりというところは、繁忙期にかみ合ってしまったりするとなかなか難しかったと、そういう実状だったということですね。わかりました。

(委員)

手続き的な関係で伺いたいのですが、先ほどの一般競争入札では2回行っても落札されなかった場合には随意契約で行ったという説明を受けましたが、今回は一般競争入札を行って落札されずに指名競争入札に移ったということですね。一般競争入札を2回行わずに指名競争入札にした点について、入札手続きに関するガイドラインに沿ったものであるのでしょうか。

(事務局)

ガイドラインとして、一般競争入札で落札されなかったら指名競争入札で行うといったことは定めていません。落札されなかった場合も競争性を高めるため一般競争入札によることを優先していますが、工期の都合上早く契約する必要がある場合は、指名競争入札に切り替えて執行しています。

(委員)

それは、担当課の判断で行うという理解でよろしいですか。

(事務局)

はい。そのとおりです。

(委員)

わかりました。

(委員)

直接案件に関わることはありませんが、年度当初に発注する工事等の一覧を公表して、広く関連業者に知ってもらおうという制度があったと記憶していますが、それはどのようなのですか。

(事務局)

年度ごとの工事予定については、年度当初の4月上旬に入札予定の工事を公表しています。年度当初の入札で前年度の終わりに公告しているものは、公表時には入札が終わっているものもありますが、4月上旬以降に入札公告するものについては、ホームページに掲載した一覧で確認することができます。

また、白井市の場合は、新たに追加された工事や入札時期が変わったものについては、4半期ごとに公表しています。

(委員)

その際に、ただ単に公表するだけでなく、市から積極的にPRするといったことをどの程度行っていますか。

(事務局)

ホームページで公表したときに一緒に行っていることとして、日刊建設新聞等2社に情報を提供したり、しろいメール配信サービスで入札契約情報に登録している方にメール配信してお知らせしたりして、周知に努めているところです。

(委員)

わかりました。

議題3 令和6年度下半期分の随意契約の審査について

(委員)

それでは続きまして、議題3「令和6年度下半期分の随意契約の審査について、事務

局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、それでは、議題3 令和6年度下半期分の随意契約の審査について、御説明いたします。**資料は14ページからになります。**

「【債】文書管理システム導入及び保守運用業務委託」について、御説明します。

執行理由は、行政業務の基礎である決裁や文書管理をデジタル化することにより、意思決定プロセスの効率性・迅速性の向上、文書管理の効率性・確実性の向上等を図ることを目的として、電子決裁機能を有する文書管理システムを導入するものです。

随意契約及び業者選定理由は、

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

業務の効率性や文書管理の確実性の向上に資する適切なシステムを選定するため、システムの独自性、事業者の実績、導入準備から本稼働までの支援体制などを総合的に評価し、最も優れた提案を行った事業者を契約相手として特定したいため、公募型プロポーザル方式により選定することとしました。

金額は、

予定価格 税抜 47,270,000 円、契約金額 税抜 46,763,846 円、税込 51,440,230 円、落札率 98.93%、契約の相手方は、富士フイルムビジネスイノベーション株式会社 千葉支社 です。

この案件には三つ御質問をいただいております。

一つ目は、「業務内容はどのような内容か。」ということで、

業務内容は、行政文書の収受、起案、決裁、保存及び廃棄する管理業務を電子化するシステムを導入し、利用するために行う業務で、大きく分けて、システム導入及び運用までの準備と、導入後の運用保守となります。

システム導入及び運用までの準備の主な業務は、導入するシステムの設計や機能要件等の決定、職員への教育研修、運用方法等に関する総合的な支援や助言となります。

導入後の運用保守の主な業務は、問い合わせ等のサポート対応、ソフトウェア保守、障害発生時の対応となります。

二つ目は、「プロポーザルにした理由は。」とのことで、

業務の効率性や文書管理の確実性の向上に資する適切なシステムを選定するため、システムの独自性、事業者の実績、導入準備から本稼働までの支援体制などを総合的に評価し、最も優れた提案を行った事業者を契約相手として特定したいためになります。

三つ目は、「応募した業者は何社か。」とのことで、

2者から参加申請がありましたが、うち1者は辞退したため、提案書の提出は1者となりました。

続きまして、16ページ「【継】白井市公共施設等総合管理計画外改定業務委託」について、御説明します。

執行理由は、「白井市公共施設等総合管理計画（令和４年３月改訂）」が令和７年度に、第１期計画期間の最終年度を迎えるため、「白井市公共施設個別施設計画」および「白井市学校施設の長寿命化計画」の改定内容を「白井市公共施設等総合管理計画」へ反映させた上で同時に３計画を改定するため、一括で委託するものです。

随意契約及び業者選定理由は、

地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号に該当し、

改定にあたり市の課題としてとらえている施設の劣化進行が確実に進むなか、少子高齢化による市民ニーズの変化、人件費や建設費の高騰などの社会経済状況の急激な変化など様々な課題に対応する解決の方策を示さなければならないため、施設の劣化状況の評価方法や更新費用の推計、継続的運用のしくみ等について、専門的な知見やノウハウのある事業者から提案を受けることにより、市の計画の実効性の向上が見込まれ、

また、他の自治体での業務実績のある事業者より得られるノウハウから、市に対して有益な手法の提案を受けることで、市の実情に合った計画とすることが期待できるため、公募型プロポーザル方式により選定することとしました。

金額は、

設計金額 税抜 21,700,000 円、契約金額 税抜 21,700,000 円、税込 23,870,000 円、落札率 100%、契約の相手先は、有限責任監査法人トーマツ です。

この案件には、二つ御質問をいただいております。

一つ目は、「有限責任監査法人トーマツと契約を締結しているが、監査法人と監査業務以外の業務で契約を締結した経緯と理由」についてで、

有限責任監査法人トーマツは、公共施設マネジメントを中心に自治体関連業務に豊富な経験を有しており、同種業務の実績も多く、提案内容が最も優れていたため、契約候補者として選定し、契約に至りました。

二つ目は、「有限責任監査法人トーマツのコンサルタント部門は、2015 年の組織変更に伴い、有限責任監査法人トーマツの 100%子会社の株式会社からデロイト・トーマツコンサルティング合同会社に変更しているが、契約は有限責任監査法人トーマツと締結しているという理解でよいのか。」ということで、

お見込みのとおりです。

続きまして、18 ページ「学校給食用無洗米（地元指定米）売買契約」について、御説明します。

執行理由は、地産地消の推進と食育の観点から、学校給食用の米については、白井市産コシヒカリ 1 等米の無洗米加工したものを使用しており、令和 6 年度産米の学校給食用米の納入するため執行するものです。

随意契約及び業者選定理由は、

地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号に該当し、

学校給食用の米（地元指定米：白井産コシヒカリ）については、安定継続的な物資の確保が必要であるため、白井産コシヒカリを大量に確保し、定期的配送が可能な事業者

が西印旛農業協同組合であること。また、不作時等における他県産米の確保など米の安定供給体制も確立されていることから選定するものです。

金額は、

10 月から 12 月分の購入は、設計金額及び契約金額は 税抜 9,680,000 円、税込 10,454,400 円、落札率 100% です。

1 月から 3 月分の購入は、設計金額及び契約金額は 税抜 8,228,000 円、税込 8,886,240 円、落札率 100% です。

契約の相手先は、西印旛農業協同組合 です。

この案件には、一つ御質問をいただいております。

「10 月から 12 月分よりも 1 月から 3 月分の方が金額が下がっている理由は何か。」
ということで、

契約単価は共に 1 kgあたり 605 円で変更はありませんが、1 月から 3 月分の方が給食回数が少なく購入予定数量が減少したため、契約金額が下がったものです。

続きまして、22 ページ「住民税非課税世帯に対する価格高騰支援給付金事務業務委託」について、御説明します。

執行理由は、物価高騰の負担感が大きい住民税非課税世帯への支援として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、令和 6 年度の住民税非課税世帯に 1 世帯当たり 3 万円（18 歳以下の子ども 1 人当たり 2 万円を加算）を支給するに当たり窓口及び電話による市民の問合せ・相談対応、確認書及び申請書等の確認・受付業務並びに給付対象者情報のシステム入力等の事務業務を委託するものです。

随意契約及び業者選定理由は、

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号に該当し、

この給付金事業は、可能な限り早期に対象世帯への支給を実施するものとされており、窓口及び電話による市民の問合せ・相談対応、確認書及び申請書等の確認・受付などの実施体制を速やかに構築する必要があります。

設計金額上、本来は一般競争入札に付す案件ですが、その暇がないことから、見積合わせにて行うもので、白井市入札参加適格者名簿の大分類「その他委託」に登録がある者のうち、千葉県・東京都・神奈川県・埼玉県内の地方公共団体において、令和 4 年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金、令和 4 年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金、令和 5 年度住民税非課税世帯等に対する価格高騰重点支援給付金のいずれかにおいて事務業務（問合せ対応業務、申請受付業務、申請書等処理業務等）を受託し、完了した実績を有する者であり、事業者のいずれかであれば、円滑に業務を遂行できることが見込まれるため選定するものです。

見積依頼者数等は、

見積依頼業者数は 7 者で、うち 3 者が辞退し、見積書を提出した業者は 4 者です。

金額は、

設計金額 税抜 5,422,030 円、契約金額 税抜 4,295,610 円、税込 4,725,171 円、

落札率 79.23%、契約相手方は、株式会社オープンループパートナーズです。

この案件には、一つ御質問をいただいております。

「5号の随意契約とあり、事業名を確認するにおおよその緊急の必要性は理解できる
ところ、7者見積合わせとあるが、どのように見積を依頼する業者を選定したのか。」と
いうことで、

千葉県・東京都・神奈川県・埼玉県内の地方公共団体において、同種の給付金の事務
業務を受託し、完了した実績を有する者であれば、円滑に業務を遂行できることが見込
まれたため選定しました。

また、保健福祉センター内に職員を配置し、コールセンターを設置、運営可能な業者
を選定しました。

議題3についての説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いします。

(委員)

事務局からの説明が終わりましたが、ご意見、ご質問等がございましたら、ご発言を
お願いいたします。

(委員)

NO.27の【債】文書管理システム導入及び運用業務委託について、導入後の運用保
守があると説明がありましたが、一般的に保守業務があるときは、継続的な契約で行
われることが多いと思います。今回の契約は1回の支払の契約になっているように見
受けられますが、この保守運用業務というのが、いつ頃まで行われる予定で金額設定
されているのか伺いたい。

(事務局)

実際に利用する期間は、令和7年4月1日から令和12年6月30日までで、契約
は、準備期間を含めて令和6年10月2日から契約をしており、令和7年3月31日
までにシステムの導入等を行ったところです。

予算は、5カ年間の予定額を議会の承認を受けて債務負担行為として設定してお
り、支払は、使用開始前までの最初の準備の部分は、1回目の支払で約2,650万円支
払っています。その後の支払は、システム使用料及びシステムの運用保守料を四半期
ごとに約125万円を5年間支払う契約となっています。

(委員)

こちらはクラウドではなくて、市に何らかのシステムを導入するものですか。

(事務局)

クラウドになります。

(委員)

そうしますと、行政の内部に関わるシステムとなると、5年後に違う業者に変更することになったときに、またそこで結構な事務負担が出ることが見込まれると思います。

現時点では5年となっていますが、一回システムが構築されまるとその後は保守点検等がメインとならずと長く契約が続くようになってしまわないかと思います。クラウドでしたら最終的にデータを引き上げることができるので他の所へ移すことができると思いますが、その辺りはどうですか。

(事務局)

実際にシステムを外部に委託して導入したものについては、そのシステムが大きければ大きいほど動かさなくなるというのはあります。

今の段階で5年後の入札を見据えてシステムの引き抜きまで見込んでいるかということについては、仕様書に「他社のシステムに変更となる場合に当たっては、市の業務に支障が生じないように円滑なデータ移行を行うため、移行先のベンダーとの調整や移行作業について誠実に対応すること。」と記載しております。スムーズなデータ移行についてはハードルがあると思いますが、今後担当課でどのようにしていくのか検討していくものと考えています。

(委員)

性質上おそらく入札ではなく随意契約が馴染むものかと思いますが、プロポーザルで行うとしたら、この手のシステムですとどうしても既存業者が優先されるのだろうと思ったので伺いました。

(委員)

NO.28の【継】白井市公共施設等総合管理計画外改定業務委託について、監査法人トーマツと契約していることについては理解しましたが、本件は、施設の劣化状況なども判断しなくてはならないと思います。この点について会計監査を主たる業務とする監査法人でできることなのかという素朴な疑問があり、おそらくデロイトトーマツのコンサルティング部門が関わっているのではないかと思いますし、かつ、その継続的運用の仕組みを公認会計士の人が構築できるかという点も疑問に思っています。これらの点について、監査法人トーマツが直接行っているという理解でよろしいですか。

(事務局)

はい。監査法人トーマツが行っています。また、プロポーザルの提案において十分な実績があることを確認しています。

(委員)

了解しました。

(委員)

NO.27の【債】文書管理システム導入及び運用業務委託について、業務内容は様々な行政文書を電子化するシステムを導入するための準備と導入後の運用とのことですが

が、これまで白井市では電子化システムは導入していなかったという理解でよろしいですか。

(事務局)

はい。昨年まで導入していませんでした。今年の7月から運用しています。

(委員)

多くの自治体でこのようなシステムに取り組んでいるとなると、結構な数の業者がいると思うのですが、今回のプロポーザルでは2者参加があり、うち1者が辞退となっています。市で導入できる業者を調べたと思うのですが、業者はどのぐらいいるのか教えてください。

また、設計金額は税抜で約4,700万円となっており、おそらくいくつかの業者から見積り等を取っているのだと思いますが、どのように積算したのか教えてください。

(事務局)

実際に導入できる業者数は把握していませんが、関東圏内で文書管理システムを扱っているのは4者程度で、その4者にはデモをしてもらい、今回のプロポーザル実施に至ったとのことでした。

設計金額については、業者3者の見積額の平均額を設計金額としています。

(委員)

10者とか20者とかいるものと思っていましたが、関東圏内で4者というのは、意外に少ないですね。わかりました。

(委員)

NO.34の住民税非課税世帯に対する価格高騰支援給付金事務業務委託について伺います。短期間に事務をしなければならないということで、慣れた業者に一定期間庁舎に詰めてもらい事務を執ったのだらうと思いますが、結果的に2月26日から5月15日までの約3か月間で必要な事務は全て終わったという理解でよろしいですか。

また、一般企業の社員が市役所の庁舎内に一定期間常駐して事務を執るとするのは、この件の他にもたくさんあるものなのか、あるのであれば庁舎内にどのぐらいの割合の人数がいるのか教えてください。

また、常駐となりますと、今回のように住民非課税情報を取り扱うなど、情報の洩れについて契約で取り決めていると思いますが、それについても教えてください。

(事務局)

まず、この契約業務については、契約期間で完了しています。

コールセンターを庁内に設置して常駐していたのはこの業務だけですが、他に委託して派遣社員等が常駐しているものとしては、保険年金課の窓口業務があります。実際に委託して常駐しているのはこの2つぐらいです。

守秘義務については、個人情報などを漏らしてはならないと契約書に記載しており、また仕様書にも記載しておりますので、問題ないものと考えております。

(委員)
わかりました。

議題4 その他全体的な事項の審査について

(委員)

続きまして、議題4「その他全体的な事項の審査」について、事務局から説明をお願いします。

それでは、議題4 その他全体的な事項の審査について、御説明いたします。

資料は24ページにからになります。

それでは、「【継】道路改良工事（R6-1）」について御説明します。

執行理由は、工業団地における産業の活性化を図るため、市道00-136号線を工業団地へのアクセス道路として整備を行うものです。

資格要件等は、

- ・白井市競争入札参加者適格者名簿の業種「土木一式工事」に登録がある者で、土木一式工事の格付けが市内・準市内業者の場合はA又はB、県内業者の場合はAである者。
 - ・白井市内又は千葉県内に本店（社）、支店（社）又は営業所（出張所）を有する者。
 - ・平成26年度から本件公告日までに国又は地方公共団体等が発注した契約金額3,500万円以上の土木一式工事を元請けとして完了した実績がある者。
 - ・当該工事に土木施工管理技士（1級）の資格を有する技術者を配置できる者。
- という要件で行いました。

申請者数、入札参加者数は、

申請者4者、入札参加者2者、辞退2者 でした。

金額は、

予定価格 税抜 167,650,000 円、調査基準価格 税抜 153,044,027 円、失格基準価格税抜 113,456,778 円、落札価格及び契約金額 税抜 145,000,000 円 税込 159,500,000 円、落札率 86.49%、契約の相手方は、大月工業株式会社 です。

この案件には、3つ御質問をいただいております。

一つ目は、「2者辞退しているが、各々どのような理由か。」ということで、2者共に「技術者の確保が困難なため」との理由で辞退しています。

二つ目は、「低入札価格調査を実施して契約となっているが、どのような調査を行ったのか。」ということで、

白井市建設工事低入札価格調査実施要領に基づいて、調査基準価格を下回った大月工業（株）から提出のあった低入札価格調査報告書について調査を行いました。

調査では、当該価格で入札した理由が妥当であるか、積算内訳が添付された積算根拠資料と照らして突合しているかどうか、必要な経費が計上されているか、下請業者の見積額よりも低い金額で積算されていないか、資材や資機材の調達先に問題はないか等を

調査し、適切な工事が行われる積算となっているか確認しました。書類上で確認できない点については、事情聴取で聞き取りしました。

三つ目は、「(株)コスモ工業が落札できなかった理由は何か。」ということで、資料1「開札調書(総合評価方式)」をご覧ください。

株式会社コスモ工業は、大月工業株式会社よりも入札金額が高く、落札者を決定する評価値で2番目の候補者となります。

1番目の候補者である大月工業株式会社は、調査基準価格を下回り低入札価格調査の対象となりましたが、調査の結果、工事の履行に問題はないとされ、落札者となりました。このため、株式会社コスモ工業は落札できなかったものです。

続きまして、26ページ「再度入札した案件の予定価格が増減等した理由について」、御覧ください。

再度入札にあたり、予定価格が増減等した五つの案件について、「①若干増額となる案件、②同額の案件、③大幅に減額となる案件の3ケースがあるが、どのような事情、理由があるのか。」御質問をいただいています。

資料については、追加でお配りしました資料2をご覧ください。事前に送付させていただきました「令和6年度下半期 入札結果一覧」の御質問に関する部分を抜粋した資料になります。

一つ目の御質問ですが、「公共下水道鉄蓋交換工事(R6-1)」について、再度入札にあたり、予定価格を2,112,000円から2,123,000円に増額した理由と、2回目の再度入札にあたり2,123,000円から2,343,000円に増額した理由は何か。」ということで、

予定価格を2,112,000円から2,123,000円に増額した理由は、廃材運搬を行うダンプトラックの運転手の人件費及び軽油の単価が前月より高くなったためです。

予定価格を2,123,000円から2,343,000円に増額した理由は、舗装復旧で使用する資材価格及び施工機械損料の単価が前月より高くなったためです。

二つ目は、「橋梁修繕工事(R6)」について、再度入札にあたり、予定価格を39,952,000円から40,260,000円に増額した理由は何か。」ということで、

増額した理由は、入札時期が変わったことにより単価世代を変更したためで、労務単価や資材単価等が高くなり増となったものです。

三つめは、「小中学校校名看板撤去工事について、再度入札にあたり、予定価格を1,661,000円から1,740,200円に増額した理由は何か。」ということで、

増額した理由は、施工場所の交通量を考慮し、施工手順を見直し、安全対策として交通誘導員を延べ14人から18人に増員したためです。

四つ目は、「市民プールスライダーポンプ交換工事について、再度入札にあたり、予定価格を3,861,000円から2,725,800円に大幅に減額した理由は何か。」ということで、

大幅に減額した理由は、入札金額が最低制限価格を下回ったため、市内業者から参考見積を徴収して、設計し直したためです。

五つ目は、「白井運動公園テニスコート管理棟空調機器更新工事について、再度入札に

あたり、予定価格を同額の 3,217,797 円とした理由は何か。」ということで、

同額とした理由は、入札参加者がいなかったことの原因の一つとして、入札参加資格要件の範囲が狭かったことがあるため、予定価格は変えずに入札参加資格要件の範囲を広げて実施したためです。

続きまして、27ページ「各システム使用料の業種による違いについて」を御覧ください。

「随意契約したシステム使用料で、業種が、賃貸借、使用料、委託の3種あるが、どのような違いがあるのか。」御質問をいただいております。

この違いについてですが、一つ目として、使用料の契約を賃貸借と表記したことについてですが、契約の区分を「工事」「委託」「物品購入」「賃貸借」の4つの区分で各課に示しており、使用料は賃貸借の区分に該当します。このため、使用料を賃貸借としたもので、使用料はそのまま使用料として表記してしまったもので、同じ賃貸借の区分となります。

二つ目に、委託の表記についてですが、住民記録システム使用料、印鑑登録システム使用料、生活保護システム使用料の3つが該当していますが、この3つはシステム使用料の他に、事務運用サポート、データの保守管理や、外字の作成、外字への連携、住民記録システムとの連携などの業務があり、これらの業務委託の部分が強いため、委託としたものです。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員)

再度入札した案件の予定価格が増減等した理由の質疑4についてですが、他の案件で増額するときは、単価の増が理由となることがよくあり、減額するときは業者の参考見積により減額とすることがあります。増額する場合には予算を増額する理由が難しかったりしますが、今回のように減額するときには、最低制限価格とあわせてある程度フレキシブルに対応できているのですが、実情としてはどうなのか伺います。

(事務局)

同じ工事の再度入札にあたり、予定価格を減額するというのは、工事の内容を見直さない限り想定されないものになります。

この案件では、1回目の入札額が予定価格よりもかなり低かったため、その原因を確認したところ、市の設計よりもかなり低い金額で工事を実施できること、設計の参考にした見積りが高すぎたことがわかりましたので、設計内容を見直して減額し、再度入札を行ったものです。

予算については、予算の範囲内ということで執行しており、予定価格の減額に伴い最低制限価格も減額しています。

(委員)

わかりました。

(委員)

27 ページの各システム使用料の業種による違いについてですが、使用料を賃貸借料にした方がよいという理解でよろしいですか。

(事務局)

はい。市の事務上の契約区分を、工事、委託、物品、賃貸借の 4 区分に分けており、使用料は契約区分としては賃貸借の区分になるので、賃貸借と記載すべきでした。

(委員)

わかりました。

(委員)

その他、入札契約について御質問等がありますか。

(各委員)

ありません。

(委員)

議題 1 から 4 までの審議を行いました。令和 6 年度下半期分の入札契約及び随意契約について、市長へ不適切な点、改善点として報告する事項はありますでしょうか。

(委員)

それでは、特に意見等ありませんので、ないものとします。

(委員)

事務局の方から、その他ございますか。

(委員)

それでは、本日の予定は全て終了しましたので、以上を持ちまして白井市入札等監視委員会を終了いたします。本日は、ありがとうございました。